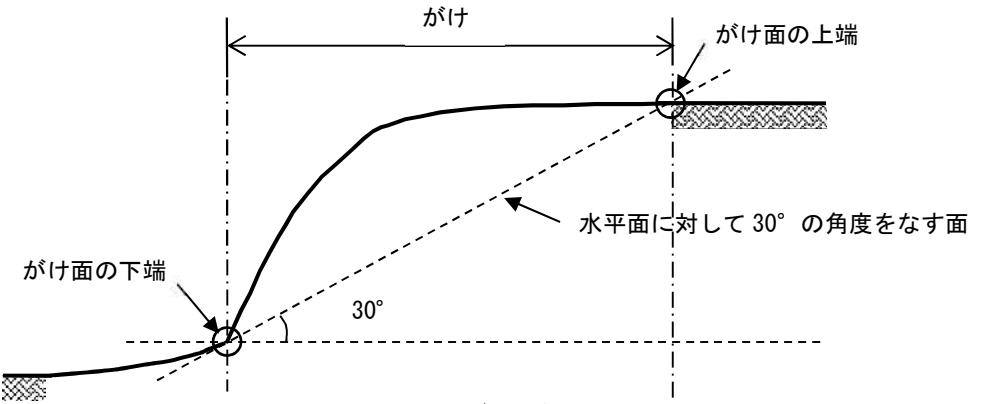
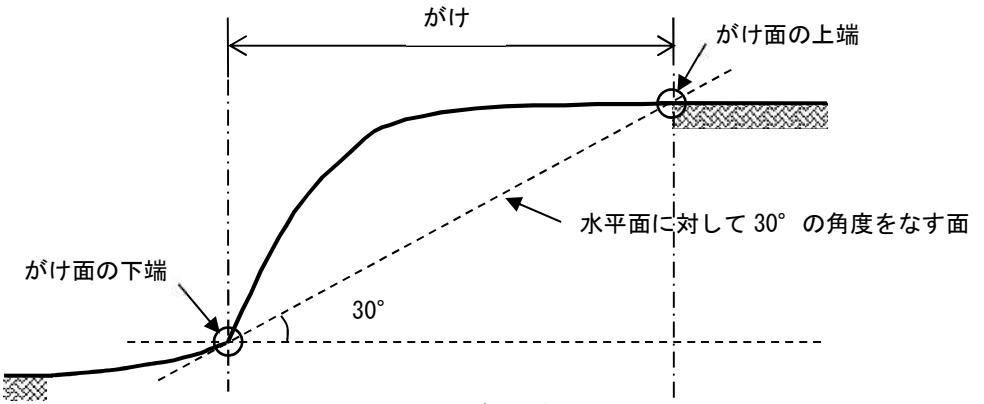


改定後	改定前
<p>川崎市建築基準条例 (昭和 35 年 9 月 9 日条例第 20 号) 及び同解説</p> <p>（令和 7 年 <u>4</u> 月版）</p> <p>川崎市まちづくり局</p>	<p>川崎市建築基準条例 (昭和 35 年 9 月 9 日条例第 20 号) 及び同解説</p> <p>（令和 6 年 <u>11</u> 月版）</p> <p>川崎市まちづくり局</p>

改定後	改定前
<p>(災害危険区域内の建築物)</p> <p>第4条 災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合においては、次条の規定によるほか、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造その他これに類する構造とし、かつ、当該居室は、がけ（こう配が30度を超える傾斜地をいう。以下次条において同じ。）に直接面していないものでなければならない。ただし、がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合においては、この限りでない。</p>	<p>(災害危険区域内の建築物)</p> <p>第4条 災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合においては、次条の規定によるほか、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造その他これに類する構造とし、かつ、当該居室は、がけ（こう配が30度を超える傾斜地をいう。以下次条において同じ。）に直接面していないものでなければならない。ただし、がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合においては、この限りでない。</p>
<p>【解説】</p> <p>本条の対象となる建築物は、用途、規模等にかかわらず居室を有する建築物すべてとし、その建築物の構造を規定しています。すなわち災害危険区域内において建築物を建築する場合は、次条の規定によるほか、がけ崩れによる建築物の倒壊及び人身への直接的な被害を防止するため、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造その他これに類する構造とし、かつ、がけに直接面して居室を設けてはならないことを定めています。なお、居室を有する建築物が災害危険区域の内外にまたがる場合については、当該建築物の全てが災害危険区域内に含まれるものとして本条の規定を適用します。</p> <p>ただし、がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合においては、この限りではありません。（後述の「がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合」の取扱い参照。）</p> <p>「主要構造部」とは、法第2条第5号に規定されている部分をいいます。「これに類する構造」とは、鉄骨鉄筋コンクリート造とします。</p> <p>「がけ」とは、傾斜地のこう配が30度を超える始める点（以下「がけ面の下端」という。）を含む水平面に対し30度の角度をなす面より上部に地表面がある土地をいいます（図1）。宅地造成及び特定盛土等規制法等による擁壁もがけ（人工がけ）となります。</p>  <p>図1 がけの例</p> <p>がけが段状になっている場合、上層のがけ面の下端が、下層のがけ面の下端を含む水平面に対し30度の角度をなす面の上方にあるときは、その上下のがけは一体のものとみなし（図2）、下方にある場合はそれぞれ別のがけとみなします（図3）。</p>	<p>【解説】</p> <p>本条の対象となる建築物は、用途、規模等にかかわらず居室を有する建築物すべてとし、その建築物の構造を規定しています。すなわち災害危険区域内において建築物を建築する場合は、次条の規定によるほか、がけ崩れによる建築物の倒壊及び人身への直接的な被害を防止するため、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造その他これに類する構造とし、かつ、がけに直接面して居室を設けてはならないことを定めています。なお、居室を有する建築物が災害危険区域の内外にまたがる場合については、当該建築物の全てが災害危険区域内に含まれるものとして本条の規定を適用します。</p> <p>ただし、がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合においては、この限りではありません。（後述の「がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合」の取扱い参照。）</p> <p>「主要構造部」とは、法第2条第5号に規定されている部分をいいます。「これに類する構造」とは、鉄骨鉄筋コンクリート造とします。</p> <p>「がけ」とは、傾斜地のこう配が30度を超える始める点（以下「がけ面の下端」という。）を含む水平面に対し30度の角度をなす面より上部に地表面がある土地をいいます（図1）。宅地造成等規制法等による擁壁もがけ（人工がけ）となります。</p>  <p>図1 がけの例</p> <p>がけが段状になっている場合、上層のがけ面の下端が、下層のがけ面の下端を含む水平面に対し30度の角度をなす面の上方にあるときは、その上下のがけは一体のものとみなし（図2）、下方にある場合はそれぞれ別のがけとみなします（図3）。</p>

改定後	改定前
<p>図2 一体のがけとみなす場合の例</p>	<p>図2 一体のがけとみなす場合の例</p>
<p>図3 それぞれ別のがけとみなす場合の例</p>	<p>図3 それぞれ別のがけとみなす場合の例</p>

「当該居室は、がけに直接面していないものでなければならない」とは、がけ下の建築物の居室が、がけ崩れにより被害を受けた場合、人身に直接被害が及ばないようにするための規定です。

「がけに直接面していないもの」とは、がけと居室との間に居室以外の室(例えば、便所、洗面所、浴室等)を設ける場合が該当します(図4)

「当該居室は、がけに直接面していないものでなければならない」とは、がけ下の建築物の居室が、がけ崩れにより被害を受けた場合、人身に直接被害が及ばないようにするための規定です。

「がけに直接面していないもの」とは、がけと居室との間に居室以外の室(例えば、便所、洗面所、浴室等)を設ける場合が該当します(図4)

改定後	改定前
<p>図4 がけに直接面しているものの例</p> <p>ただし、がけ又はがけに面する建築物が、次のいずれかに該当する場合等では、ただし書の「がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合」として扱うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① がけが、県の急傾斜地崩壊防止工事により整備され維持管理が良好なもの。 ② がけが、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条における都道府県知事の許可に関する工事により整備された擁壁で、検査済証の交付を受け維持管理が良好なもの。 ③ がけが、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>、都市計画法第29条に基づく開発行為又は、法第88条第1項の規定に基づき整備された擁壁で、検査済証の交付を受け維持管理が良好なもの。 ④ 令第80条の3(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)による構造方法を用いた建築物(図5)。(土砂災害特別警戒区域外において、近接する土砂災害特別警戒区域に定められた土砂等の力及び高さ等を用いるなど、令第80条の3と同等の構造方法の建築物を含む。) ⑤ がけ面の下端からの水平距離ががけの高さの2倍以上の位置に建築物がある等、災害危険区域内のがけ崩れによる直接の被害を受けるおそれがない場合。 ⑥ がけの上に建築物を建築するときにおいて、基礎の根入れ等(第5条[解説]図7~10を参考とする。)をがけ面の下端から水平面に対し30度又はがけの高さと土質に応じた勾配(土質とがけの高さによる安息角(表1))(以下「安息角(θ)」という。)以深とした建築物(図6)。 	<p>図4 がけに直接面しているものの例</p> <p>ただし、がけ又はがけに面する建築物が、次のいずれかに該当する場合等では、ただし書の「がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合」として扱うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦ がけが、県の急傾斜地崩壊防止工事により整備され維持管理が良好なもの。 ⑧ がけが、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条における都道府県知事の許可に関する工事により整備された擁壁で、検査済証の交付を受け維持管理が良好なもの。 ⑨ がけが、<u>宅地造成等規制法</u>、都市計画法第29条に基づく開発行為又は、法第88条第1項の規定に基づき整備された擁壁で、検査済証の交付を受け維持管理が良好なもの。 ⑩ 令第80条の3(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)による構造方法を用いた建築物(図5)。(土砂災害特別警戒区域外において、近接する土砂災害特別警戒区域に定められた土砂等の力及び高さ等を用いるなど、令第80条の3と同等の構造方法の建築物を含む。) ⑪ がけ面の下端からの水平距離ががけの高さの2倍以上の位置に建築物がある等、災害危険区域内のがけ崩れによる直接の被害を受けるおそれがない場合。 ⑫ がけの上に建築物を建築するときにおいて、基礎の根入れ等(第5条[解説]図7~10を参考とする。)をがけ面の下端から水平面に対し30度又はがけの高さと土質に応じた勾配(土質とがけの高さによる安息角(表1))(以下「安息角(θ)」という。)以深とした建築物(図6)。

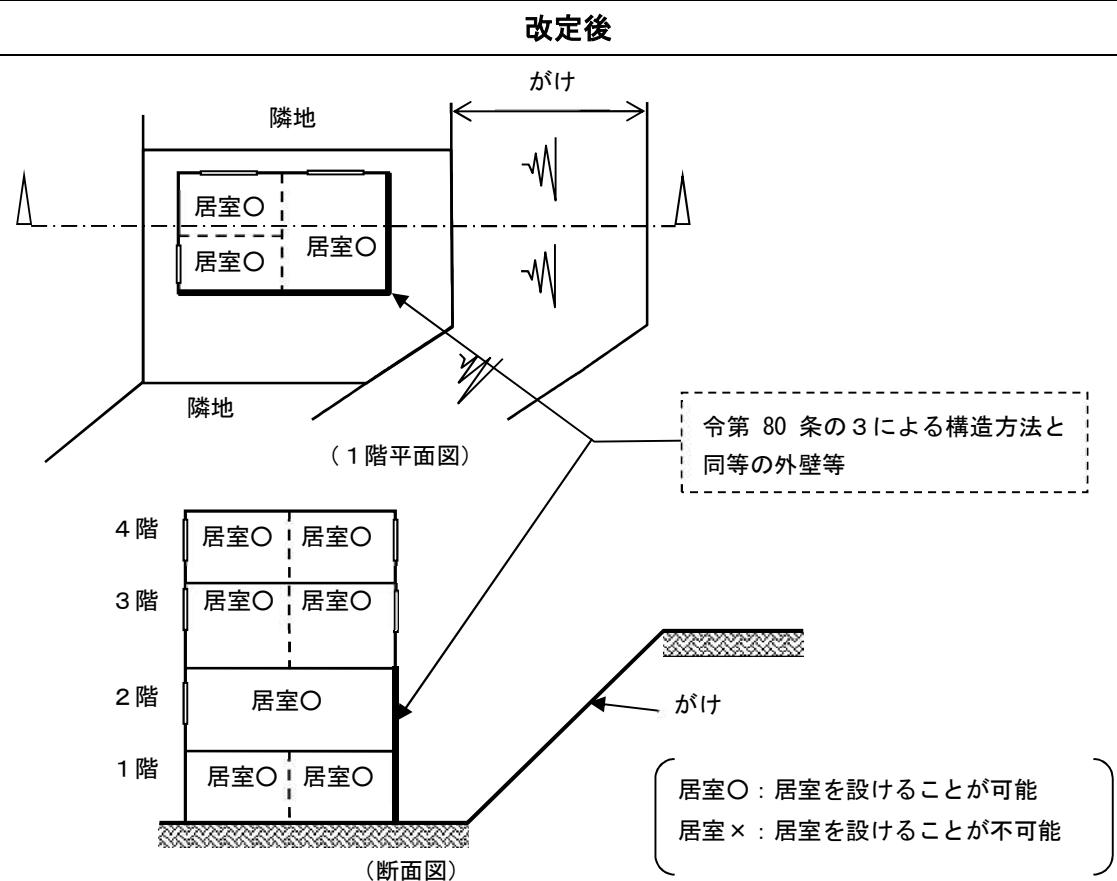
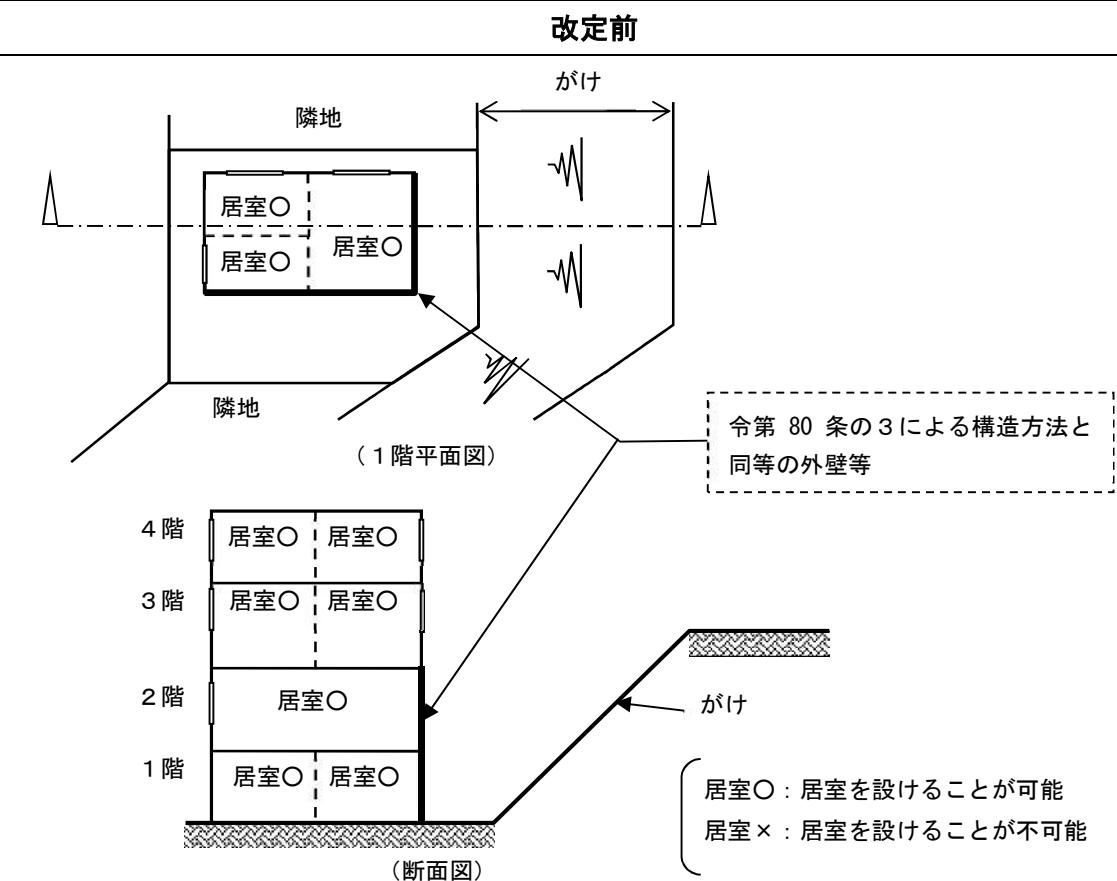
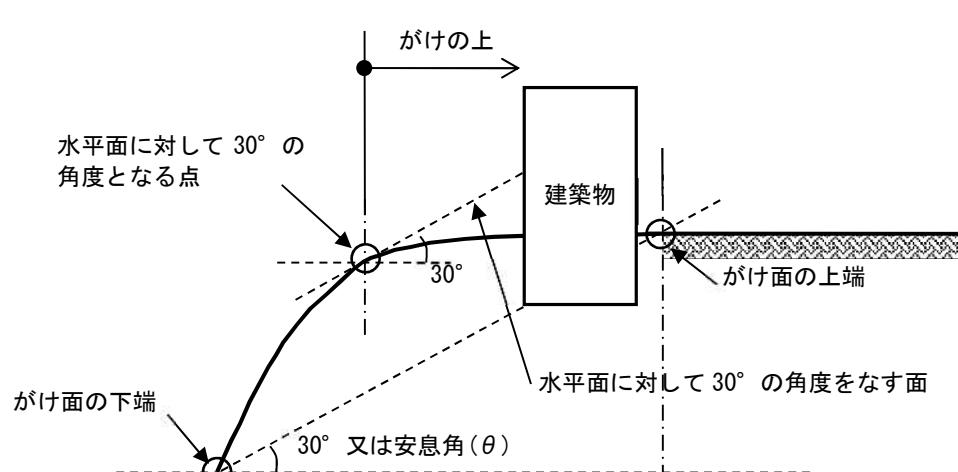
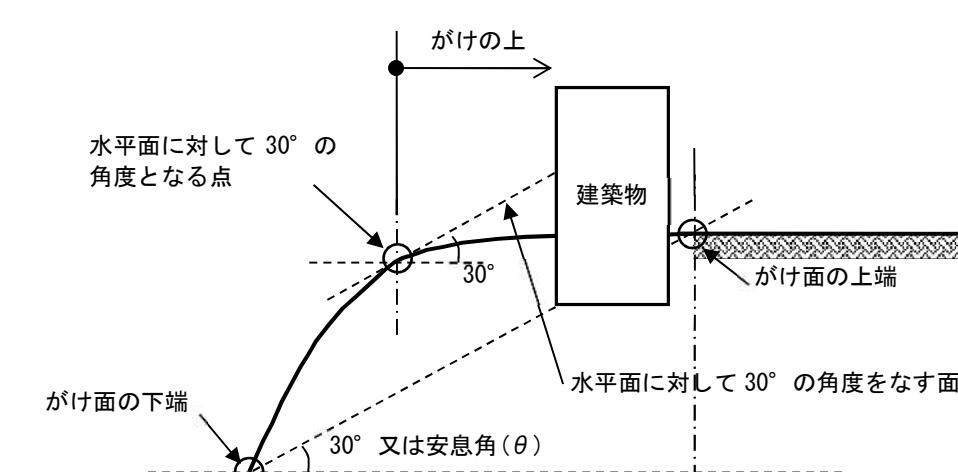
改定後	改定前
 <p>図5 がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合④の例</p>	 <p>図5 がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合④の例</p>
 <p>図6 がけの上に建築物を建築する場合⑥の例</p>	 <p>図6 がけの上に建築物を建築する場合⑥の例</p>

表1 土質とがけの高さによる安息角（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 別表第1（第8条、第30条関係））

土質	がけの高さが5mを超える場合	がけの高さが5m以下の場合
軟岩（風化の著しいものを除く）	60° 以下	80° 以下
風化の著しい岩	40° 以下	50° 以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	35° 以下	45° 以下

※地質調査等によりがけ面の土質を把握できる場合は、上記表による。

土質が把握できない場合や盛土の場合は、30° 以下とする。

表1 土質とがけの高さによる安息角（宅地造成等規制法施行令 別表第1（第6条関係））

土質	がけの高さが5mを超える場合	がけの高さが5m以下の場合
軟岩（風化の著しいものを除く）	60° 以下	80° 以下
風化の著しい岩	40° 以下	50° 以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	35° 以下	45° 以下

※地質調査等によりがけ面の土質を把握できる場合は、上記表による。

土質が把握できない場合や盛土の場合は、30° 以下とする。

改定後	改定前
<p>(がけ付近の建築物)</p> <p>第5条 高さ3メートルを超えるがけの下端から水平距離が、がけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合（土砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合を除く。）においては、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りではない。</p> <p>(1) がけの形状又は土質により安全上支障がない部分</p> <p>(2) がけの上部の盛土の部分で、高さが1メートル以下、斜面のこう配が30度以下であり、かつ、その斜面を芝その他これに類するもので覆ったもの</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。</p> <p>(1) がけの上に建築物を建築する場合において、当該建築物の基礎の応力が、がけに影響を及ぼさないとき。</p> <p>(2) がけの下に建築物を建築する場合において、当該建築物の構造耐力上主要な部分（がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造とし、又はがけと当該建築物との間に鉄筋コンクリート造の流土止を設けたとき。</p> <p>3 高さ3メートルを超えるがけの上にある建築物の敷地には、がけの上部に沿って排水溝を設ける等、がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。</p>	<p>(がけ付近の建築物)</p> <p>第5条 高さ3メートルを超えるがけの下端から水平距離が、がけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合（土砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合を除く。）においては、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りではない。</p> <p>(1) がけの形状又は土質により安全上支障がない部分</p> <p>(2) がけの上部の盛土の部分で、高さが1メートル以下、斜面のこう配が30度以下であり、かつ、その斜面を芝その他これに類するもので覆ったもの</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。</p> <p>(1) がけの上に建築物を建築する場合において、当該建築物の基礎の応力が、がけに影響を及ぼさないとき。</p> <p>(2) がけの下に建築物を建築する場合において、当該建築物の構造耐力上主要な部分（がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造とし、又はがけと当該建築物との間に鉄筋コンクリート造の流土止を設けたとき。</p> <p>3 高さ3メートルを超えるがけの上にある建築物の敷地には、がけの上部に沿って排水溝を設ける等、がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。</p>

【解説】

本条は、がけ付近の建築物について必要な構造等を定めた規定です。

《第1項》

本項は、がけ付近に建築物を建築する場合等において、がけの形状等に応じ、がけ面を安全な擁壁で覆うことにより、がけ崩れによる被害が建築物に及ばないようにするための規定です。

土砂災害特別警戒区域内における建築物にかかる本条の規定は、第3条にも記載のとおりに法の規制が適用されることから、令第80条の3の規定が適用される部分について本条の適用を除外しています。そのため、居室を有する建築物が当該区域に含まれない場合や当該区域の内外にわたる場合、がけ上に建築する場合等においては、本条による検討が必要です。

安全な擁壁の考え方は、「[盛土規制法に基づく許可の手引き](#)」（川崎市）によることができます。

既存の擁壁で、「[盛土規制法に基づく許可の手引き](#)」（川崎市）によって造られているか判断できない場合は、「[宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）](#)」（国土交通省）や「[我が家の擁壁チェックシート（案）](#)」（国土交通省がホームページにて公開）、「[2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書](#)」3.12.5擁壁の内容等が判断の参考になります。

なお、都市計画法の開発行為の許可や[宅地造成及び特定盛土等規制法](#)の許可を取得した区域内であっても任意で設置した擁壁で、「[盛土規制法に基づく許可の手引き](#)」によらないものがあるため、擁壁ごとに適切に安全な擁壁か判断する必要があります。また、設置当時は安全な擁壁でも、設置当時に想定されていたものより大きな荷重が擁壁にかかる場合、再度擁壁の安全性について検討する必要があります。

本項の適用範囲としては、がけ面の下端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の範囲において建築物を建築する場合又は敷地の造成(30cmを超える切土又は盛土をいう)後のがけの高さが3mを超える場合となります(図1)。

【解説】

本条は、がけ付近の建築物について必要な構造等を定めた規定です。

《第1項》

本項は、がけ付近に建築物を建築する場合等において、がけの形状等に応じ、がけ面を安全な擁壁で覆うことにより、がけ崩れによる被害が建築物に及ばないようにするための規定です。

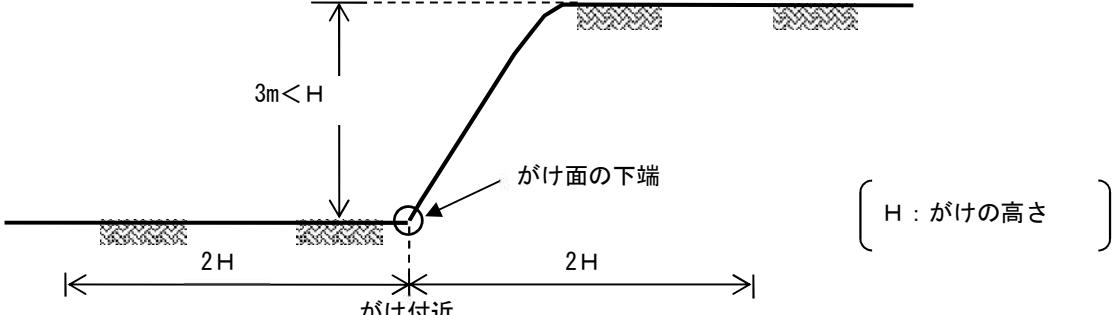
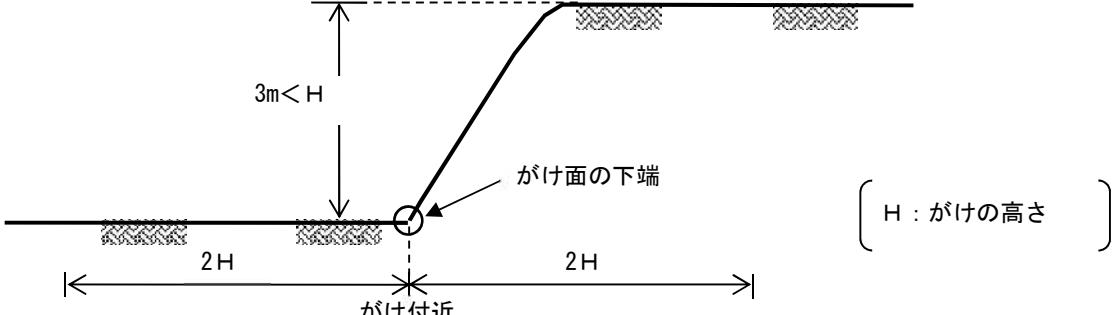
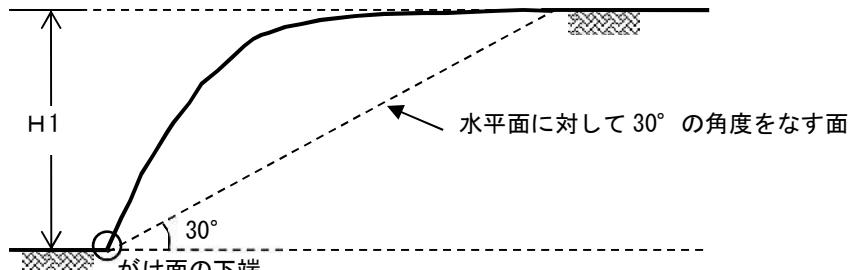
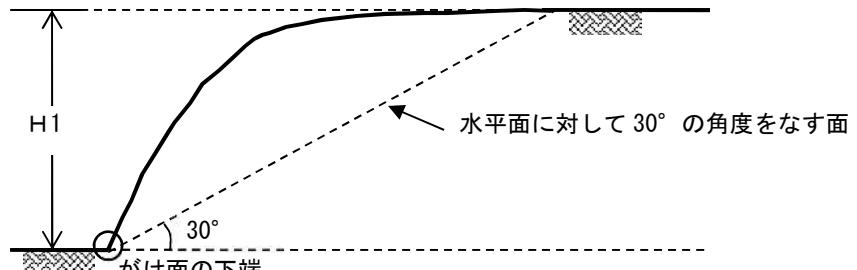
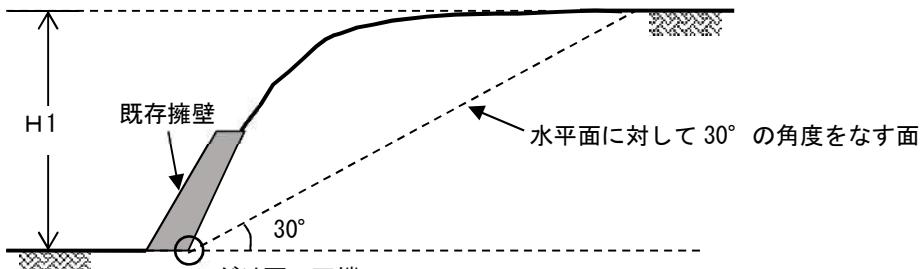
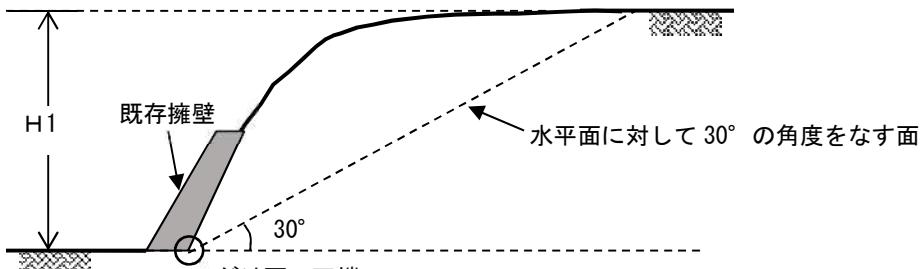
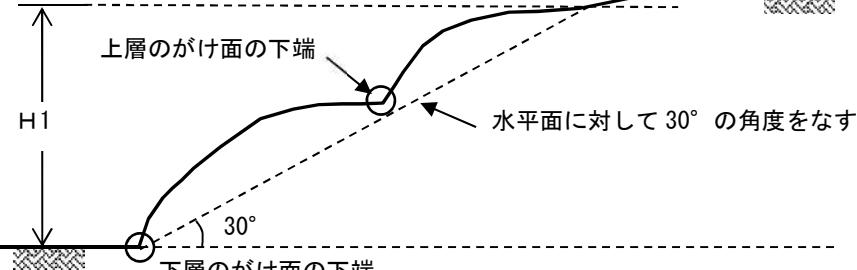
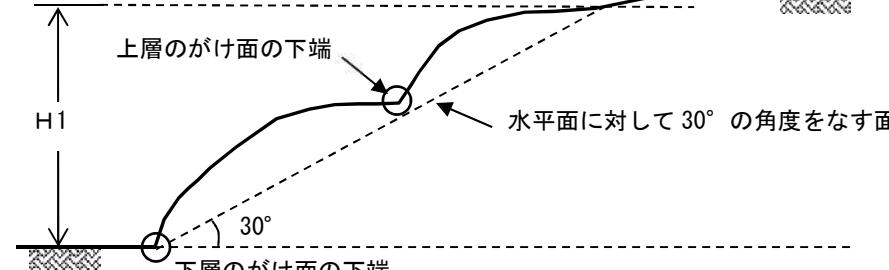
土砂災害特別警戒区域内における建築物にかかる本条の規定は、第3条にも記載のとおりに法の規制が適用されることから、令第80条の3の規定が適用される部分について本条の適用を除外しています。そのため、居室を有する建築物が当該区域に含まれない場合や当該区域の内外にわたる場合、がけ上に建築する場合等においては、本条による検討が必要です。

安全な擁壁の考え方は、「[宅地造成に関する工事の技術指針](#)」（川崎市）によることができます。

既存の擁壁で、「[宅地造成に関する工事の技術指針](#)」（川崎市）によって造られているか判断できない場合は、「[宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）](#)」（国土交通省）や「[我が家の擁壁チェックシート（案）](#)」（国土交通省がホームページにて公開）、「[2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書](#)」3.12.5擁壁の内容等が判断の参考になります。

なお、都市計画法の開発行為の許可や[宅地造成等規制法](#)の許可を取得した区域内であっても任意で設置した擁壁で、「[宅地造成に関する工事の技術指針](#)」によらないものがあるため、擁壁ごとに適切に安全な擁壁か判断する必要があります。また、設置当時は安全な擁壁でも、設置当時に想定されていたものより大きな荷重が擁壁にかかる場合、再度擁壁の安全性について検討する必要があります。

本項の適用範囲としては、がけ面の下端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の範囲において建築物を建築する場合又は敷地の造成(30cmを超える切土又は盛土をいう)後のがけの高さが3mを超える場合となります(図1)。

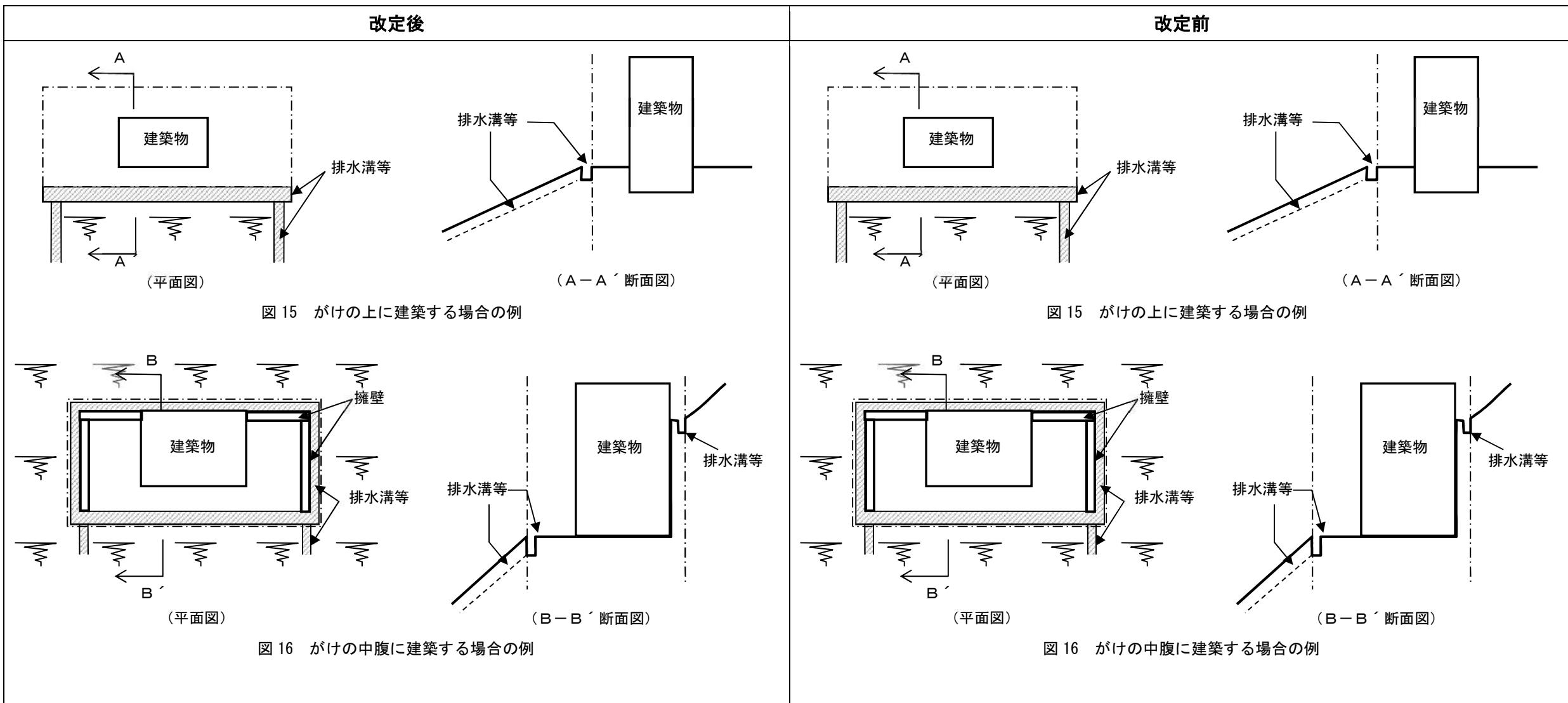
改定後	改定前
	
<p>図 1 ガケ付近の範囲</p>	<p>図 1 ガケ付近の範囲</p>
<p>「ガケの高さ」とは、ガケ面の下端から、ガケ面の下端を含む水平面に対し 30 度の角度をなす面と、その面の上部における地表面との交点までの高さ(H_1)をいいます(図2、図3)。</p>	<p>「ガケの高さ」とは、ガケ面の下端から、ガケ面の下端を含む水平面に対し 30 度の角度をなす面と、その面の上部における地表面との交点までの高さ(H_1)をいいます(図2、図3)。</p>
	
<p>図 2 ガケの高さの算定例 1 (一般的な場合)</p>	<p>図 2 ガケの高さの算定例 1 (一般的な場合)</p>
	
<p>図 3 ガケの高さの算定例 2 (擁壁がある場合)</p>	<p>図 3 ガケの高さの算定例 2 (擁壁がある場合)</p>
<p>図4に示すようなガケの形態の場合は、一体のがけとみなし、図中 H_1 ががけの高さとなります(図4)。</p>	<p>図4に示すようなガケの形態の場合は、一体のがけとみなし、図中 H_1 ががけの高さとなります(図4)。</p>
<p>図5に示す段状のがけの場合は、それぞれ別のがけとみなし、図中 H_1、H_2 ががけの高さとなります(図5)。</p>	<p>図5に示す段状のがけの場合は、それぞれ別のがけとみなし、図中 H_1、H_2 ががけの高さとなります(図5)。</p>
	
<p>図 4 一体のがけとみなす場合の例 (複数の段がある場合)</p>	<p>図 4 一体のがけとみなす場合の例 (複数の段がある場合)</p>

改定後	改定前
図5 それぞれ別のがけとみなす場合の例	図5 それぞれ別のがけとみなす場合の例
<p><第1号></p> <p>本号は、がけの形状及び土質により、がけの安全性が確認できた場合には、擁壁を設けないことができるることを規定したものです。がけの安全性の検討は、「川崎市斜面地建築物技術指針」(川崎市)によることができます。なお、「川崎市斜面地建築物技術指針」3.2 事前調査における斜面地の安全度評価は、斜面の土質が土丹もしくは安定したロームから構成され、安息角(θ)(前条[解説]表1)を満足し、斜面地安全度判定表の点数が9点以下の場合のみ、安定した斜面(ランクI)と扱うことができます。</p> <p>また、切土によりがけが生ずる場合、その角度が、安息角(θ)以下であれば、がけの形状及び土質により安全上支障がない部分と扱うことができます。</p> <p>なお、土質試験等に基づき、地盤の安定計算をした結果、がけの安全が確かめられた場合は安全上支障がない部分と扱うことができます。</p>	<p><第1号></p> <p>本号は、がけの形状及び土質により、がけの安全性が確認できた場合には、擁壁を設けないことができるることを規定したものです。がけの安全性の検討は、「川崎市斜面地建築物技術指針」(川崎市)によることができます。なお、「川崎市斜面地建築物技術指針」3.2 事前調査における斜面地の安全度評価は、斜面の土質が土丹もしくは安定したロームから構成され、安息角(θ)(前条[解説]表1)を満足し、斜面地安全度判定表の点数が9点以下の場合のみ、安定した斜面(ランクI)と扱うことができます。</p> <p>また、切土によりがけが生ずる場合、その角度が、安息角(θ)以下であれば、がけの形状及び土質により安全上支障がない部分と扱うことができます。</p> <p>なお、土質試験等に基づき、地盤の安定計算をした結果、がけの安全が確かめられた場合は安全上支障がない部分と扱うことができます。</p>
<p><第2号></p> <p>本号は、既存のがけの上部に盛土する際に、盛土部分を高さ1メートル以下、こう配30度以下とし、斜面を芝等で覆った場合には、擁壁を設けないことができるることを規定したものです(図6)。ただし、既存のがけについて、前号と同様に安全性が確認できた場合に限ります。</p>	<p><第2号></p> <p>本号は、既存のがけの上部に盛土する際に、盛土部分を高さ1メートル以下、こう配30度以下とし、斜面を芝等で覆った場合には、擁壁を設けないことができるることを規定したものです(図6)。ただし、既存のがけについて、前号と同様に安全性が確認できた場合に限ります。</p>
<p>図6 既存のがけ上部に盛土をする場合</p>	<p>図6 既存のがけ上部に盛土をする場合</p>
<p>《第2項》</p> <p>本項は、がけが隣接地にある場合等で、擁壁を築造できないときを想定し、各号のいずれかに該当することにより第1項の規定を適用除外とする規定です。</p> <p>なお、がけが敷地内にある場合は、第1項に規定する擁壁を設けることが望ましいです。</p>	<p>《第2項》</p> <p>本項は、がけが隣接地にある場合等で、擁壁を築造できないときを想定し、各号のいずれかに該当することにより第1項の規定を適用除外とする規定です。</p> <p>なお、がけが敷地内にある場合は、第1項に規定する擁壁を設けることが望ましいです。</p>
<p><第1号></p> <p>本号は、がけの上に建築物を建築する場合の規定です。</p> <p>「基礎の応力が、がけに影響を及ぼさないとき」とは、建築物の構造、がけの位置等を総合的に判断し、基礎の安全性が確保でき、かつ、がけの崩壊を誘発しないときをいい、「川崎市斜面地建築物技術指針」によるすることができます。例として、基礎の底盤、杭、深層混合処理工法や小口径鋼管杭等を用いた杭状地盤補強等の底面をがけ面の下端から水平面に対し30度又は安息角(θ)(前条[解説]表1)以深の層に支持させたと</p>	<p><第1号></p> <p>本号は、がけの上に建築物を建築する場合の規定です。</p> <p>「基礎の応力が、がけに影響を及ぼさないとき」とは、建築物の構造、がけの位置等を総合的に判断し、基礎の安全性が確保でき、かつ、がけの崩壊を誘発しないときをいい、「川崎市斜面地建築物技術指針」によるすることができます。例として、基礎の底盤、杭、深層混合処理工法や小口径鋼管杭等を用いた杭状地盤補強等の底面をがけ面の下端から水平面に対し30度又は安息角(θ)(前条[解説]表1)以深の層に支持させたと</p>

改定後	改定前
<p>きで、がけが安定している場合が考えられます(図7～図10)。ただし、安息角(θ)で検討する場合は、当該部分の地質調査等により、がけ面の土質を把握できている場合に限ります。</p> <p>なお、基礎の応力が、がけに影響を及ぼさない場合でも、敷地内の既存擁壁や法面は土地所有者の管理によるため、安全性については設計者の責任において検討する必要があります。</p>	<p>きで、がけが安定している場合が考えられます(図7～図10)。ただし、安息角(θ)で検討する場合は、当該部分の地質調査等により、がけ面の土質を把握できている場合に限ります。</p> <p>なお、基礎の応力が、がけに影響を及ぼさない場合でも、敷地内の既存擁壁や法面は土地所有者の管理によるため、安全性については設計者の責任において検討する必要があります。</p>
<p>図7 べた基礎の場合</p>	<p>図7 べた基礎の場合</p>
<p>図8 布基礎の場合</p>	<p>図8 布基礎の場合</p>
<p>図9 杭基礎の場合</p>	<p>図9 杭基礎の場合</p>
<p>図10 杭状地盤補強の場合</p>	<p>図10 杭状地盤補強の場合</p>
<p>＜第2号＞</p>	<p>＜第2号＞</p>
<p>本号は、がけの下に建築物を建築する場合の規定であり、がけの形状及び土質に応じ、がけ崩れによる被害を受けるおそれがある建築物の部分で、構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造(鉄骨鉄筋コンクリート造を含む)とするか、又はがけと建築物の間に安全上支障のない鉄筋コンクリート造の流土止を設けることで、第1項が適用除外となります。なお、建築物の側面についても、がけ崩れによる被害を受けるおそれのある場合は、本号の適用を受けます。</p>	<p>本号は、がけの下に建築物を建築する場合の規定であり、がけの形状及び土質に応じ、がけ崩れによる被害を受けるおそれがある建築物の部分で、構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造(鉄骨鉄筋コンクリート造を含む)とするか、又はがけと建築物の間に安全上支障のない鉄筋コンクリート造の流土止を設けることで、第1項が適用除外となります。なお、建築物の側面についても、がけ崩れによる被害を受けるおそれのある場合は、本号の適用を受けます。</p>
<p>構造耐力上主要な部分や流土止については、令第80条の3(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)に定められた基準の考え方を準用する等、衝撃力等も考慮した構造計算等により安全上支障のないものとする必要があります。また、建築物の部分でがけ崩れによる被害を受けるおそれがある部分に開口部を設ける場合は、土砂が建築物の内部に流入しないような対策等を行なう必要があります。</p>	<p>構造耐力上主要な部分や流土止については、令第80条の3(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)に定められた基準の考え方を準用する等、衝撃力等も考慮した構造計算等により安全上支障のないものとする必要があります。また、建築物の部分でがけ崩れによる被害を受けるおそれがある部分に開口部を設ける場合は、土砂が建築物の内部に流入しないような対策等を行なう必要があります。</p>
<p>流出土が堆積した場合の想定レベルについては、がけの崩れ方を適切に判断する必要があります。例えば、簡易的な検討方法としては、がけ面の下端から水平面に対し30度(がけとして扱う部分)より上部が崩れ、がけの高さの2倍の位置(第5条の対象範囲)まで到達すると想定した方法(図11)や、がけ面の下端から水平面に対し30度(切土の場合は土質による安息角)より上部が崩れた場合の土量(A)を求め、それをがけと建築物の外壁等の間の空間(B)に堆積させる方法(図12)が考えられます。また、自然がけ等で表層崩壊が想定される場合は、崩壊深度までの表層が崩れた場合の土量を求め、それをがけと建築物の外壁等の間の</p>	<p>流出土が堆積した場合の想定レベルについては、がけの崩れ方を適切に判断する必要があります。例えば、簡易的な検討方法としては、がけ面の下端から水平面に対し30度(がけとして扱う部分)より上部が崩れ、がけの高さの2倍の位置(第5条の対象範囲)まで到達すると想定した方法(図11)や、がけ面の下端から水平面に対し30度(切土の場合は土質による安息角)より上部が崩れた場合の土量(A)を求め、それをがけと建築物の外壁等の間の空間(B)に堆積させる方法(図12)が考えられます。また、自然がけ等で表層崩壊が想定される場合は、崩壊深度までの表層が崩れた場合の土量を求め、それをがけと建築物の外壁等の間の</p>

改定後	改定前
<p>空間に堆積させる方法(図 13)が考えられます。これらの検討は想定される崩壊形式から適切に行う必要がありますが、あくまで簡易的な検討方法のため、適切と考えられる方法がない場合は、土質調査を行いすべりの詳細検討を行う等、安全に配慮する必要があります。</p> <p>なお、がけ部分に安全性が確認できない既存擁壁がある場合は、がけ崩れが既存擁壁部を含めて起きる可能性があるため、がけ崩れによる被害を受けるおそれがある部分の検討については、既存擁壁部を含めて検討する必要があります。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>図 11 崩壊ラインを想定する考え方の例</p>	<p>空間に堆積させる方法(図 13)が考えられます。これらの検討は想定される崩壊形式から適切に行う必要がありますが、あくまで簡易的な検討方法のため、適切と考えられる方法がない場合は、土質調査を行いすべりの詳細検討を行う等、安全に配慮する必要があります。</p> <p>なお、がけ部分に安全性が確認できない既存擁壁がある場合は、がけ崩れが既存擁壁部を含めて起きる可能性があるため、がけ崩れによる被害を受けるおそれがある部分の検討については、既存擁壁部を含めて検討する必要があります。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>図 11 崩壊ラインを想定する考え方の例</p>
<div style="text-align: center;"> </div> <p>図 12 崩壊土量を想定する考え方の例</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p>図 12 崩壊土量を想定する考え方の例</p>

改定後	改定前
<p>崩壊土量(崩壊深度×建築物に面するがけの高さ方向の長さ) < ポケット容量 となるような堆積可能な空間を確保</p>	<p>崩壊土量(崩壊深度×建築物に面するがけの高さ方向の長さ) < ポケット容量 となるような堆積可能な空間を確保</p>
<p>図 13 表層崩壊の場合の崩壊土量を想定する考え方の例 ※崩壊深度が推定できる場合 (一財)日本建築防災協会『土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル』図 4.2-6 (参照)</p>	<p>図 13 表層崩壊の場合の崩壊土量を想定する考え方の例 ※崩壊深度が推定できる場合 (一財)日本建築防災協会『土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル』図 4.2-6 (参照)</p>
<p>がけの中腹に建築物を建築する場合には、第1号及び第2号の規定をいずれも満足する必要があります(図 14)。</p>	<p>がけの中腹に建築物を建築する場合には、第1号及び第2号の規定をいずれも満足する必要があります(図 14)。</p>
<p>図 14 がけの中腹に建築する場合</p>	<p>図 14 がけの中腹に建築する場合</p>
<p>《第3項》</p> <p>本項は、がけ面に雨水等が流入し、がけの安定に影響を及ぼすことを防止するために、がけの上部に沿って排水溝を設置することやがけ面に雨水等が流入しないように水勾配をとる等の防護措置を講ずることを規定したものです(図 15)。</p> <p>なお、がけの中腹に建築物を建築する場合には、敷地の周囲に排水溝を設置する等の防護措置を講ずる必要があります(図 16)。</p>	<p>《第3項》</p> <p>本項は、がけ面に雨水等が流入し、がけの安定に影響を及ぼすことを防止するために、がけの上部に沿って排水溝を設置することやがけ面に雨水等が流入しないように水勾配をとる等の防護措置を講ずることを規定したものです(図 15)。</p> <p>なお、がけの中腹に建築物を建築する場合には、敷地の周囲に排水溝を設置する等の防護措置を講ずる必要があります(図 16)。</p>



改定後	改定前
<p>川崎市建築基準条例及び同解説</p> <hr/> <p>令和7年4月 発行</p> <p>編集 川崎市まちづくり局指導部</p> <p>川崎市川崎区宮本町1番地</p> <p>TEL 044-200-3018</p> <hr/>	<p>川崎市建築基準条例及び同解説</p> <hr/> <p>令和6年11月 発行</p> <p>編集 川崎市まちづくり局指導部</p> <p>川崎市川崎区宮本町1番地</p> <p>TEL 044-200-3018</p> <hr/>